

議案第 113 号

東大阪市特別職の職員の給与に関する条例及び市長の給料及び退職手当の特

例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市特別職の職員の給与に関する条例及び市長の給料及び退職手当の特例に関する

条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 22 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市特別職の職員の給与に関する条例及び市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

(東大阪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東大阪市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年東大阪市条例第108号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の210」を「100分の270」に改める。

第2条 東大阪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の270」を「100分の232.5」に改める。

(市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第3条 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和6年東大阪市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の給与の特例に関する条例

第1条に見出しつして「（趣旨）」を付し、同条中「給料及び退職手当」を「給与」に改める。

第2条に見出しつして「（給料の特例）」を付し、同条第1項中「（令和6年4月1

日以後の期間に限る。次項において同じ。）」を削り、「次項において「」を「以下「」に改め、同条第2項中「市長に対する現任期に係る地域手当の支給についての」を「前項の場合における」に、「市長の給料及び退職手当の特例に関する条例」を「市長の給与の特例に関する条例」に改める。

第3条に見出しとして「（退職手当の特例）」を付し、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（期末手当の特例）

第3条 市長に対して支給する現任期に係る期末手当についての特別職給与条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の270」とあるのは、「100分の210」とする。

（市長の給与の特例に関する条例の一部改正）

第4条 市長の給与の特例に関する条例（令和6年東大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の270」を「100分の232.5」に改め、「あるのは、「」の次に「、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には」を加える。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和

8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東大阪市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定（第3条の規定による改正後の市長の給与の特例に関する条例第3条において読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東大阪市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

東大阪市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額並びに当該合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては<u>100分の270</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第38条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額並びに当該合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第38条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
3 (略)	3 (略)

東大阪市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額並びに当該合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第38条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額並びに当該合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の270</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第38条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
3 (略)	3 (略)

市長の給料及び退職手当の特例に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p><u>市長の給与の特例に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、市長の<u>給与</u>の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(給料の特例)</u></p> <p>第2条 市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者をいう。以下同じ。）に対して支給するこの条例の施行の日を含む任期（以下「現任期」という。）に係る給料の月額は、東大阪市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年東大阪市条例第108号。以下「特別職給与条例」という。）別表の規定にかかわらず、同表市長の項に掲げる額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。</p>	<p><u>市長の給料及び退職手当の特例に関する条例</u></p> <p>第1条 この条例は、市長の<u>給料及び退職手当</u>の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者をいう。以下同じ。）に対して支給するこの条例の施行の日を含む任期（以下「現任期」という。）<u>（令和6年4月1日以後の期間に限る。次項において同じ。）</u>に係る給料の月額は、東大阪市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年東大阪市条例第108号。次項において「特別職給与条例」という。）別表の規定にかかわらず、同表市長の項に掲げる額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。</p>
2 <u>前項の場合における特別職給与条例第2条の2第2項の</u>	2 <u>市長に対する現任期に係る地域手当の支給についての特</u>

規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、
「市長の給与の特例に関する条例（令和6年東大阪市条例第32号）第2条第1項に規定する給料の月額」とする。

(期末手当の特例)

第3条 市長に対して支給する現任期に係る期末手当についての特別職給与条例第3条第2項の規定の適用については、
同項中「100分の270」とあるのは、「100分の210」とする。

(退職手当の特例)

第4条 (略)

別職給与条例第2条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「市長の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和6年東大阪市条例第32号）第2条第1項に規定する給料の月額」とする。

第3条 (略)

市長の給与の特例に関する条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(期末手当の特例)</p> <p>第3条 市長に対して支給する現任期に係る期末手当についての特別職給与条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の232.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には100分の210</u>」とする。</p>	<p>(期末手当の特例)</p> <p>第3条 市長に対して支給する現任期に係る期末手当についての特別職給与条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の270</u>」とあるのは、「100分の210」とする。</p>